

## (2) インターネット通信販売も売買契約の一種です。

皆さんの身近でスマートフォンを持っている人はいますか？最近は、スマートフォンを持っている人が増え、スマートフォンを利用して気軽にインターネットができるようになっています。高校生の中にも、日常的に使いこなしている方はたくさんいるのではないかと思います。

そして、インターネット上では、さまざまな事業者が商品販売用のショッピングサイトを立ち上げていますし、大きなショッピングサイトでは国内・海外の多くの事業者の出品状況を比較して購入したり、近所の店舗では手に入らないような商品を購入したりすることもできます。このような、インターネットを利用した通信販売（＝「インターネット通信販売」）も、（1）で説明した「通信販売」に含まれ、特定商取引法が適用されることになります。

インターネット通信販売も、離れたところにいる者同士がインターネット通信技術を通して取り交わす売買契約の一種です。この場合、消費者がインターネットで購入の申込みをして、事業者がそれを承諾すると、契約が成立します。ただし、申込みボタンを押せば、すぐに事業者からは自動返信で「承諾」の通知が送られることが多いので、消費者側の心づもりとしては、“申込みボタンを押したときが、「契約成立」になる”と考えるくらいの慎重さが必要でしょう。

契約については、「3 契約成立に伴う権利と義務」で詳しく説明します。

## (3) インターネット通信販売と取引デジタルプラットフォーム

インターネット通信販売においては、「取引デジタルプラットフォーム」が大きな役割を果たしています。少し耳慣れない言葉かもしれません、この「取引デジタルプラットフォーム」というのは、インターネット通信技術などを用いて商品・サービス等の提供者とそれを必要とする需要者とをつなぐ取引の場のことをいいます。通信販売などの商取引に利用されるインターネット上のモール、例えば、アマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、Apple、Google などが提供するショッピングサイトといえば身近に感じられると思います。これまでに利用したり閲覧したりしたことのある人も多いのではないかと思います。

## (4) 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律について

令和3年4月28日に、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」（以下「取引D P F 消費者保護法」といいます。また、「取引デジタルプラットフォーム」のことを「取引D P F」と略記します。）という法律が成立し、令和4年5月1日から施行されました。

この法律が作られた背景として、人々の間でインターネット通信販売が急速に普及する中、取引D P F を介した取引において、危険な商品などが流通したり、トラブルが起きた後に販売業者を特定できず消費者にとって紛争解決が困難となったりするという問題がありました。取引D P F は、今や人々の消費生活にとって重要な基盤ともなっているものですので、このような問題から消費者の利益の保護を図る必要性が高いとして、新しく法律が整備されたのです。

この取引D P F 消費者保護法は、取引D P F を運営する取引D P F 提供者（以下「プラットフォーマー」といいます。）に対して、その取扱分野や規模を問わず、取引の適正化や紛争解決の促進のために、次のような措置を講ずる努力義務を課しています。

- ① 消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにするための措置を講ずること
- ② 販売業者等による商品等の提供条件の表示に関し、消費者から苦情の申出を受けた場合において、苦情に関する事情の調査など表示の適正を確保するために必要と認める措置を講ずること
- ③ 販売業者等に対し、必要に応じて、その所在に関する情報その他の販売業者等の特定に役立つ情報の提供を求めるこ

この努力義務の具体的な内容としては、例えば、プラットフォーマーは、取引 DPF 内に販売業者の連絡先を表示させたり、消費者からの苦情を受け付ける窓口を設けたりする取組が求められることになります。そして、プラットフォーマーがこれらの措置を講じたときには、講じた措置の概要や実施状況等を、消費者がパソコンやスマートフォン等で常に容易に閲覧することができるよう表示すること、消費者にとって明確かつ平易な表現を用いることといった情報開示をすべきことも定められています。

また、取引 DPF 法に基づいて、消費者は、取引 DPF を利用して行われる売買契約等に関する自分の債権(※損害の合計が 1 万円を超える金額であることが必要です。)を行使するために、販売業者等の特定情報(氏名又は名称、住所その他)の確認が必要な場合は、プラットフォーマーに対して、販売業者等の情報の開示を請求することができることと定められています。

今後、オンライン上のショッピングサイトで買い物をする場合には、“もし消費者トラブルに巻き込まれた場合にそのショッピングサイト（取引 DPF）内での苦情処理の体制はどうなっているのか”、“販売事業者を特定するための情報はきちんと表示されているのか”といった点を確認してみましょう。そして、消費者トラブルに丁寧に対応する体制をとっている信頼できるプラットフォーマーが運営するサイトを選択するとよいでしょう。